

PCR等検査無料化事業の実施に関するQ & A【県民の皆様向け】

令和4年1月11日時点

Q 1 無料検査は誰でも受けることができますか。

「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」で対象となるのは、無症状の方で、
①基礎疾患や副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方、
②12歳未満の子供が、飲食・イベント・旅行・帰省等の活動や民間の取組で陰性の検査結果が必要な場合があります。【令和4年3月31日まで実施】

「感染拡大傾向時の一般検査事業（感染拡大傾向時に、新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づき、知事が県民に受検を要請した場合 ※令和4年1月5日から適用中）」で対象となるのは、無症状の方で、感染不安を感じる鹿児島県在住の方です。
【令和4年1月31日まで実施】

Q 2 「民間の取組」とは具体的にどのような取組が想定されますか。
(ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業)

「民間の取組」とは、感染拡大時以外を含め、飲食、イベント、帰省、旅行等の活動に際して、ワクチン接種証明や陰性の検査結果の確認を活用して行う民間の自発的な取組のことであり、具体的には

- ・飲食店がワクチン接種又は陰性の検査結果を提示した客に対して、割引や追加的なサービスを提供する取組
- ・高齢者施設等や医療機関の面会を行うために、ワクチン接種又は陰性の検査結果の提示を求める取組

などを想定しています。

また、帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合も、対象となります。

Q 3 健康上の理由のうち、「副反応の懸念」とは、どのようなことが想定されますか。
(ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業)

通常想定されるワクチン接種に伴う副反応（注射した部分の痛み・頭痛・関節や筋肉の痛みなど）の範囲を超えるような副反応が想定されます。

Q 4 ワクチンを接種していても、検査を受けられますか。

「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」で対象となるのは、無症状の方のうち、健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方や12歳未満の子供であり、ワクチンを2回接種された方は対象となりません。

「感染拡大傾向時の一般検査事業」においては、感染不安を感じる無症状の方は、ワクチン接種済み・未接種を問わず、鹿児島県在住の方が対象となります。

Q 5 鹿児島県に住民票がないと、検査が受けられないのですか。

「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」では、県外に在住の方も対象となります。

「感染拡大傾向時の一般検査事業」での対象は、県内在住の方に限ります。

受検の際は、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証や学生証などの身分証明書（住所、氏名、生年月日が確認できるもの）で、本人であることや居住実態を確認させていただきますが、住民票を移していない方や住所が確認できない場合は、公共料金振込票や郵便物など居住実態が分かるものをご提示ください。

Q 6 陽性者と接触したかもしれなくて、体調がよくありませんが、不安なので、確認のために検査は受けられますか。

今回の無料検査は無症状の方が対象です。発熱など何らかの症状がある方は、検査は受けられません。

有症状の方は、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や受診・相談センターに連絡し、受診についてご相談ください。

詳しくは、県のホームページ「発熱等の症状がある方の受診・相談体制について」(http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/covid-19_aratanairyouteikyoutaisei.html)をご確認ください。

また、濃厚接触者となった方も、今回の無料検査は受けられません。管轄保健所の指示に従ってください。

Q 7 検査はどこで受けられますか。（近所に実施事業者がありません。）

県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) に無料検査を実施できる場所を掲載しています。

県においては、今後も、広く県民の方が検査を受けられるよう、検査体制の拡充を図ることとしており、実施事業者の登録を行い次第、随時県のホームページを更新していきますので、ご確認ください。

Q 8 いつでも検査を受けられますか。

「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」については、令和4年3月31日まで無料で検査を受けられます。

令和4年1月5日から実施している「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、令和4年1月31日まで無料で検査を受けられます。

なお、検査を受けられる日時等は検査場所によって異なります。県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) でご確認ください。

Q 9 検査の事前予約は必要ですか。

原則予約は必要ありませんが、検査を受けられる日時等は検査場所によって異なります。また、事前に電話連絡が必要な事業所もありますので、詳しくは、県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) でご確認ください。

Q10 検査を受けるには何が必要ですか。

運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証や学生証などの身分証明書（住所、氏名、生年月日が確認できるもの）をご持参いただき、申込書に必要事項を記入してください。申込書は、県のホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/vtp_muryouka.html

検査の実施方法＞（参考）申込書

Q11 どのような検査をするのですか。

無料検査の種類にはPCR検査等や抗原定性検査があり、実施事業者によって検査の種類や方法が異なります。まずは、県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/pcrjigyousya.html>) でご確認ください。

Q12 検査結果はいつ、どのようにして届きますか。

検査結果がわかる時期は、実施事業者や検査の種類によって異なります。詳しくは、各実施事業所にお問い合わせください。

Q13 検査結果の有効期限はありますか。

PCR検査では検体採取日より3日以内、抗原定性検査では検査日より1日以内です。

【例】PCR検査：1月11日に検体採取した場合、1月14日までが有効期限です。

抗原定性検査：1月11日に検査した場合、1月12日までが有効期限です。

Q14 何回でも検査を受けられますか。

原則、検査回数の上限はありませんが、検査申込みの際には過去に利用した回数を報告することとされています。

なお、月3回以上の場合には、各実施事業所において、理由の説明をお願いすることがあります。

Q15 無料検査の結果が陽性であった場合は、どうなりますか。

今回の無料検査で陽性だった場合は、改めて医師の診断を受けていただくこととなりますので、かかりつけ医等の地域の医療機関に受診について、まずは電話でご相談ください。

詳しくは、県のホームページ「発熱等の症状がある方の受診・相談体制について」(http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/covid-19_aratanairyouteikyoutaisei.html)をご確認ください。

受診のため移動する場合は、周囲に感染させないようにマスクを着用し、徒歩や自転車、自家用車で移動するなどして、公共交通機関の利用は避けてください。

また、無料検査の結果については、県にも情報提供します。

なお、検査結果が陰性だった場合でも、感染している可能性を否定しているものではありません。引き続き、3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等の感染予防策を徹底してください。